

○ 電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案			現行			
別紙3 無線従事者関係審査基準 9 指定試験機関の試験員			別紙3 無線従事者関係審査基準 9 指定試験機関の試験員			
判定に関する事務区分	根拠条項	同等以上の知識及び技能を有すると認める者	判定に関する事務区分	根拠条項	同等以上の知識及び技能を有すると認める者	
1～3 (略)	(略)	(略)	1～3 (略)	(略)	(略)	
4 電 気 通 信 術	ア～オ (略)	従事者規則第8条第2項	ア～オ (略)	カ 航空無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空特殊無線技士	従事者規則第8条第2項	前記3の(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる者
	カ 航空無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空特殊無線技士					
5 (略)	(略)	(略)	5 (略)	(略)	(略)	
(注) 4及び5に掲げるものを除く。			(注) 4及び5に掲げるものを除く。			